

質問 所議員（自民 揖斐郡）令和8年3月18日（水）

1 東京都と地方の格差を生む地方税の偏在是正について

答弁 知事

地方税の偏在につきましては、特に偏在の大きい地方法人課税で、平成20年度以降、4回にわたる是正措置が講じられ、本県では令和6年度決算で167億円の効果が生じているところでございます。

しかしながら、議員ご指摘いただきましたとおり、大都市と地方の税収格差は依然として拡大傾向にあり、令和5年度決算における人口一人当たりの地方法人税収は、東京都と比べて全国平均で約2倍の格差が生じており、本県ではそれを上回る約2.5倍の格差が生じているところでございます。

こうした税収格差を背景に行政サービスの地域間格差という状況も踏まえて国が設置しました「地方税制のあり方検討会」では、経済社会構造の変化による東京都への税収集中が偏在拡大の要因と指摘されまして、昨年11月には、格差是正に向けた具体策を講じるべきとの報告がなされているところでございます。

その具体策として、ご紹介のとおり、与党税制改正大綱におきましては、県民税利子割について令和8年度から清算制度が導入されるほか、法人事業税の地方配分を増やす措置について令和9年度税制改正で結論を得ることなどが示されたところでございます。

本県では、若者、特に若い女性の流出が顕著であり、子育て施策をはじめとする行政サービスの更なる地域間格差を招きかねない地方税の偏在は、本県にとっても重要な課題と考えております。

このため、今般、国において、偏在是正に向けた取組の方針が示されたことは評価できると考えており、この方針に沿って具体的な検討が進むことを期待しております。

そこで県としましては、今後議論の動向を注意深く見守るとともに、本県への影響も見極めながら、税源の偏在性が小さく安定的な税体系、この構築に向けて、全国知事会などを通じて国にしっかり要望してまいりたいと考えております。

担当課 税務課

電話番号 058-277-3973

メール c11110@pref.gifu.lg.jp